

口唇・口蓋裂後遺症等によるそしゃく機能の障害に係る診断書・意見書を作成する歯科医師の指定等に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、口唇・口蓋裂後遺症等によるそしゃく機能の障害に関する歯科医師の診断及び意見の取扱いについて（平成15年1月10日障発0110002号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）に基づき栃木県知事（以下「知事」という。）があらかじめ定める歯科医師（以下「指定歯科医師」という。）の指定等について定めるものとする。

(指定基準)

第2条 指定歯科医師は、次に掲げるいずれかの要件を満たしていなければならない。

- (1) 指定自立支援医療機関における口腔又は歯科矯正の主たる歯科医師であること。
- (2) 栃木県歯科医師会会長から推薦のあった歯科医師であること。

(申請)

第3条 前条第1号により指定を受けようとする歯科医師は、指定歯科医師指定申請書（別記様式第1号）に次に掲げる書類を添えて知事に申請しなければならない。

(1) 歯科医師免許証の写し

(2) 口腔又は歯科矯正に関する研究等の申告書（別紙1）

2 前条第2号により指定を受けようとする歯科医師は、指定歯科医師指定申請書（別記様式第1号）に次に掲げる書類を添えて知事に申請しなければならない。

(1) 歯科医師免許証の写し

(2) 指定歯科医師指定に係る推薦書（別紙2）

(指定)

第4条 知事は、前条の規定による申請を受け、その内容を審査し、適当であると認めるときは、指定歯科医師として指定するものとする。

(通知)

第5条 知事は、第3条の規定による申請をした歯科医師に対し、審査の結果を通知するものとする。

(報告)

第6条 知事は、前条の指定を行ったときは、その結果について、直近に開催される栃木県社会福祉審議会身体障害者福祉専門分科会審査部会において報告するものとする。

(指定内容変更)

第7条 指定歯科医師は、次のいずれかに該当する場合は、指定歯科医師指定内容変更届（別記様式第2号）を遅滞なく知事に提出しなければならない。

- (1) 診療に従事する医療機関を変更した場合
- (2) 診療に従事する医療機関が所在地又は名称を変更した場合
- (3) 指定歯科医師の氏名又は住所に変更が生じた場合

(指定辞退)

第8条 指定歯科医師は、その指定を辞退する場合、指定歯科医師指定辞退届（別記様式第3号）を提出するものとする。ただし、指定歯科医師死亡による指定辞退の場合は、代理人が届け出るものとする。

(指定取り消し)

第9条 知事は、指定歯科医師について、その職務を行わせることが不適當であると認められる事由が発生した場合は、その指定を取り消すことができる。

附 則

この要綱は、平成28年9月13日から施行する。